

平成 17 年度 第 5 回米子市行政改革推進委員会 議事概要

1 日時 平成 18 年 2 月 28 日(火)午後 2 時～午後 5 時 05 分

2 場所 米子市役所 401 会議室 (4 階)

3 出席者

委員 (五十音順)

赤井委員、足立委員、大下委員、後藤委員、杉谷委員、住田委員、田中委員、
田村委員(委員長)、中村委員、森田委員、山本委員、米澤委員

欠席(岩坂委員、黒田委員、齋木委員)

行政改革推進本部・幹事会等

五嶋助役、入澤収入役、足立教育長、田中水道局長、角行政改革監、森林総務
部長、矢倉企画部長、佐藤人権政策部長、黒須市民環境部長、鷺見福祉保健部
長、星野建設部長、小村下水道部長、本田淀江支所長、亀井職員課長、勝水財
政課長、妹澤企画課長、山本市民参画課長、山下商工課主査、杉谷土木課長補
佐、足立業務課長、村井庶務課長、木村生涯学習課長、廣戸振興課長、加藤水
道局総務課長、

事務局

前谷行政改革推進室長、宇田室長補佐、齊下主幹、八幡主任

4 傍聴者 4 名

5 会議の次第

(1)開会

(2)委員長挨拶

(田村委員長 挨拶)

(3)議事

議事 1 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

(資料 5-2、資料 5-3 による)

議事 2 財政効果額の試算結果及び数値目標について

(資料 5-4 による)

議事 3 総括

(4)謝辞

(五嶋助役 謝辞)

(5)閉会

6 議事の流れ

(1) 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

前回委員会に引き続き、実施計画案の具体的検討項目の「9 公債費等の管理」以降の項目について質疑を受けた。主に、資料 5 - 3「実施計画案に対する各委員からの事前質問の内容と回答」の確認ほか、関連していくつかの新たな質問があった。

なお、委員会として、米子市行財政改革大綱案及び実施計画案について、承認した。

(2) 財政効果額の試算結果及び数値目標について

資料5-4について、説明を行い、若干の質疑を受けた。

(3) 総括

出席委員から一言ずつ発言を受けたあと、田村委員長が今年度の委員会審議全体の総括として、各委員の意見の尊重、今後の行政改革のいっそうの推進の必要性と、今後の改革の進行管理における当委員会の役割をあらためて確認し、全体をしめくくった。

7 会議の概要

(注 委員長による議事進行上の発言者の指名等は省略しました。また、各委員の発言や答弁の内容は趣旨の要約やいいまわしを変更しています。)

委員長挨拶

田村委員長 本日もお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。

早いもので、当初予定していた5回目の会議を開催することになりました。

これまで活発にご議論いただき、一部は反映されているところもございますし、できなかった面もありますが、本日は、最終回でもございますので、事前に質問をいただいておりますし、また、あらたな意見を言っていきたいということもございませうから、さらに効率的に進行して、皆さまのご意見が多く出るようにしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議事 1 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

資料5-2 米子市行財政改革大綱実施計画(案) (平成18年2月21日現在)

資料5-3 実施計画案に対する各委員からの事前質問の内容と回答

田村委員長 前回到引き続き、行財政改革大綱の実施計画(案)について審議します。

前回は、資料4-2-イの実施計画(案)をもとに審議しましたが、その後、一部表現の変更などがあり、あらためて資料5-2が提出されています。その変更箇所については資料5-2-アを見ていただければと思います。

また、今回は、各委員からの事前の質問の内容と、それに対する市側の回答が資料5-3として出ております。

もちろん、事前に質問を出していなかったから発言できないというわけではありませんので、あらたな意見があれば発言してください。

それでは、項目9 公債費等の管理 から進めます。

実施項目9 公債費等の管理

田村委員長 事務局から、口頭で簡単に説明をお願いします。

勝水財政課長 (資料5-3により説明)

田村委員長 既に、書面に出ていたので、追加したいポイントがあれば言ってください。なければ、書面のとおりということで結構です。

勝水財政課長 とりあえず、書面のとおりということで、さらに質問があれば、それにお答えします。

(質疑なし)

実施項目10 施設等の維持管理コストを意識した財政運営

田村委員長 行革室・入札契約課から何か、追加がありますか。なければ、事前に質

問を出された委員さん方、どうでしょうか。

住田委員 現段階では、この回答でいいと思います。

山本委員 一応、検討項目の一つとしていきたいということなので、具体的にどうなるかは、まだ分からないですが、そういう方向ということであれば。
(他に質疑なし)

実施項目 1 1 借地料の見直し

田村委員長 財政課・企画課から何か、補足がありますか。ないですか。それでは、事前に質問されている山本委員さん、いかがでしょうか。

山本委員 資料5 - 2 - アの借地料の見直しのところの回答で、内部組織で検討していききたいということで、一括の表現になっていますが、どうなんでしょう。

実際に、具体的に、交渉を進めていくということにしかならないのか。

市役所庁舎の土地問題ということにかかわらず、それ以外に、いっぱい、借地というのがあるはずなので、それを含めて考えていただきたい。

一つの例として、例えば野球場のことをとりあげているわけで。もう少し、詳しい話が聞ければありがたい。内部検討組織で検討していききたいというのは、確かにそのとおりでしょうけれども。

田村委員長 そうですね。内部検討組織については、その組織を作るということ以上には今の段階では、検討は進んでいないという理解でいいでしょうか。

矢倉企画部長 内部検討組織を今月、立ち上げました。中身については、このとおりで、3月いっぱい、議会等がありますので、実質的な検討は4月以降となります。

組織の内訳ですが、まず借地問題それから開発公社の未利用土地の利用について、それから米子ゴルフ場ですが当面11年は、貸地にして運営したいただくことは決まっていますがこの貸地というのは暫定的な使用でして、貸地がすんだあとどうするのか、どう利用するのかということについての検討。

それからもう一つは借地代との関係になりますが、市役所本庁舎の位置について、ということの4点について、それぞれ部会を設けて、これまでの経過をおさらいして、どういった改善策がありうるのかということ、今後、具体的に検討するというようにしております。

実施項目 1 2 負担金補助金の見直し

田村委員長 財政課、企画課から補足がありますか。よろしいですか。それでは、山本委員さん、この回答について、いかがですか。

山本委員 透明性客観性公平性は当然でしょうけれども、文章ではこう書くようになるわけですが、具体的にはどうなるかということで質問を出した。

これについてはどうなんでしょう。透明・客観・公平は当然のことですけども、これは、要するにそういう意識を進めるということで理解していいですか。ただそれだけですか。

勝水財政課長 ご質問の趣旨に対するものとしては、ここにも書いておりますとおりです。これまで行政内部だけでの見直し検討を重ねてきていましたが、第三者機関という形で、できたら市民の方も含めたような形での審査機関での評価なり、そういう形での見直ししていきたいという考え方です。

田村委員長 第三者審査機関を設置したいという回答ですが、設置時期や全体の構成

は、どこらへんまで検討されていますか。

勝水財政課長 これにつきましては、19年度の予算に反映させるというスケジュールを考えております。4月から基準づくりや審査委員のメンバーについてもあわせて検討したいと考えております。

山本委員 ここで、事務事業評価に外部評価をとりいれたらどうかという質問に対して、外部評価を導入すると回答いただいている。それはそれでいいが、もうひとつ、例えば一つの事業をとりあげて、事務事業評価をして最終的には例えば外部、市民も含めて、有識者も含めて、強力なメンバーできちんとした外部評価を入れていただきたいと思うわけです。

ただ、外部評価を入れても、事業ごとに各審議会がぶらさがっている。そうすると審議会を開く、それから外部委員会を開くというようなことがあるかもしれない。審議会です事務事業評価や第三者機関の外部評価と、ここらへんが個々の事務事業評価とどのように関係があるのか。どちらにウエイトをおくのか。これを整理していかないと話しがぐちゃぐちゃになり混乱するのではないかと。そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

妹沢企画課長 外部評価の関係ですが、前回もお配りしました事務事業評価の概要や今回の実施計画の中にもありますけども、米子市の考え方としては、外部評価に向けて、政策施策評価を志向していくと。それとともに事務事業評価、政策評価等の中で外部評価をどういう形で導入したらいいかということを検討していくという考え方をしています。

今の質問の中で、意見がいろいろ違うということが出てくる可能性があるということですが、実際問題として、事務事業評価をやっていく中で、それぞれの課の思いである1次評価と市全体の内部評価、2次評価との間の意見の違いや、市議会とこちらの考え方の違うという問題も現実にありますし、出てくると思います。

事務事業評価については、客観的な評価ということですので、それがたとえば事業の廃止という方針が客観的に出てきた場合でも、すぐには止められないという場合もございます。そのあたりは調整していくことが必要だと思っておりますけれども、評価としては、あくまで客観的な評価ということですので。

できるだけ実際の行政運営と一致する方向で努力していくことが必要だと思っております。

山本委員 趣旨としてはよくわかるんですけども、結局、審議会との関係とか、事業をやめるとかということにかかわってくるわけですけども、私が言いたいのは、各事業があつて、それぞれ、また審議会があつて、その審議会の中には、言葉は悪いですが、既得権益といえますか、かならずある程度、権益にかかわることが出てくる。

そういったものと、事務事業評価の外部評価とか、第三者機関等とは、実際、視点が違っているわけです。ですから、審議会も含めて行政改革として強力に第三者機関、あるいは外部評価をきっちりやっていただきたいと思っております。

審議会に諮って、一応、市の方針どおりで、安易に了解、了解ということがないようにお願いしたいと思います。

田村委員長 外部評価の結果が先に出ていけば、それを市議会の場に示して議論していただくと、いうことで調整を図っていく。逆になった場合、その意見が評価を通じてどうなるかということを見ながら、また行政のほうで、市の側で責任をもって調整していただき、われわれとしても、働きかけをしていくということになるかと思っております。

実施項目 13 税・料収納対策と自主財源の確保

田村委員長 関係課から補足はないようです。質問者のうち黒田委員は、今日のご欠席のようですので、それでは、回答について、山本委員さん、米澤委員さん回答についてどうでしょうか。

米澤委員 この回答で結構です。

田村委員長 山本委員さんはどうでしょうか

山本委員 いいです。

丸田村委員長 黒田委員さんが、これをご覧になって、行革室に、なにか連絡はありましたか。

宇田行政改革推進室長補佐 黒田委員さんにも資料は送付していますが、税や料の未納額を知りたいというだけで、それ以外のことは聞いておりません。

丸田村委員長 他の委員さんはいかがでしょうか。資料5 - 3の4ページのところの回答で別紙となっておりますが、別紙というのは、資料5 - 3 - アですね。

ご出席の委員さん、この資料の説明は必要でしょうか。簡単に傾向をご教示いただけますでしょうか。例えば国民健康保険料は、徴収率が減っているということでしょうか。滞納繰越分の徴収率が15年度17.04%、16年度16.00%、17年度の18年1月末では14.86%。

前谷行政改革推進室長 17年度は、18年の1月末の数字ですので、正しくは比較できないということはありませんけども。それから16年度は、3月31日に市町村合併した関係で、3月30日までのものになっているのではないかと思います。そうしますと、月末に収入が多く入ってきます関係で、若干、変わったものになっている可能性があります。

森田委員 税の徴収率の目標が掲げてありますが、現状の徴収率から目標の徴収率に向かって、達成するのは、厳しい部分があると思います。

先だって管理職の皆さん方が訪問徴収をされて、収入ごとにかかりの実績があったということが出ておりましたが、目標達成するまでは一定期間をどういう人員を配置するとか、引き続いて管理職の皆さんが徴収にまわるとか、いろいろな考えや具体的方法があると思います。

管理職の皆さんがたが夜間徴収にまわられるのは、限界があるのではないかと思います。特に訪問徴収ということになれば、どこかの新聞にもでていましたように人的なその被害じゃないですけどそういった部分も心配される。

一定期間でもこのような方法をとるということで、それだけの実績があるということになれば、やっぱり、専門のOB、あるいは税の分野の総括職員を採用して専門的なスタッフを組んで恒常的に徴収をやるなら、さらに実質があるのではないかと考えているところです。

なにかそういうことが出来るということであれば、いいと思います。

先だって赤井委員さんが納税組合のところでもいわれましたが、やっぱりそういった方向で専門的にやってみたら実があがるのではないかと思います。

角行政改革推進監 市税等滞納整理緊急対策本部というのを立ち上げて、今日まできて、いろいろと具体的方策をやってきたつもりです。その中でも昨年、管理職による市税を始め各料金なども徴収し、確かその結果が1600万円位だったと思いますがそのくらい効果があったということで、これは職員、我々管理職自身の税の、人様から金をもらうという、そういうえらさといいますか、自分らのための意識改革にもなると思っておりますので、これは今後も継続的にやっていくつもりです。

それで、究極的にはおっしゃるような人的な体制につけるのではないかなと言う意見が相当あります。実は、外郭団体の一部、米子市公協会など解散いたします。それでプ

ローパー職員、外郭団体の職員を徴税対策にということも検討しておりました。

ただ、国のほうに、総務省ですけれども紹介した結果、やはり守秘義務という観点で、身分が公務員じゃないという点で、ほとんど出来ないと言う回答がありましたので、これは実行に移せなかったわけですが、実は今年の四月から事務事業の民営化、民間委託の推進ということで、特に現業部門ですけれども、そのために、今いる職員の職種転換、現業職から事務職への職種転換の希望をとって、順次民営化、民間委託にするという計画があるわけです。その中で一時的には職員が過剰になると言う時期がありますので、職種転換を図って、事務職じゃあどこに配置するかということになりますけれども、現時点ではやはり収納、徴税対策にもっていきこうと優先的に。その辺で徴税の確保強化に効果を求めるということを考えております。

後藤委員 市営住宅の使用料についてですが、市営住宅のお住まいの方々の収入基準ですが、これは適切に守られていますでしょうか。

星野建設部長 入居基準というのは、料金がきまっております、それに基づいて入居基準は守ってやっています。

後藤委員 入居の際に、収入基準をみたしていると思うんですが、そこがあやふやに、入れたり入れなかったりということは、たぶん、ないと思うんですが、入居された後に2年3年とたつうちに、生活・経済状況が安定してこられて必ずしも市営住宅で入居継続されるのが適切でない場合も出てこようかと想定されるわけですが、その場合にほかに非常に生活に困窮しておられて、より市営住宅に入居されたほうが適切であると考えられる方が多数おられると思うのですけれども、どのようにしておられますか。

星野建設部長 これは、一般の場合と高額所得者、収入超過者という基準がございまして、高額所得者の場合、退出していただきます。退出を促してかなわない場合は、裁判をして退去願うという形でやっております。収入超過の場合、それに伴う住宅使用料がきまっておりますが、この方々は、でなければならぬということではなく、それに伴った、加算された使用料を払っていただくということになっておりますので、そういうふうなところで処理をしている現状でございます。

後藤委員 そうしますと、所得が必ずしも一定以上になってきても退去する必要性が法律上あるわけではないと。

星野建設部長 要するに三段階あるわけですが、収入が超過している高額所得の方については退去していただくという方法をとっているわけですね。

後藤委員 そのような方は一年間にどれくらい出ておられて、ちゃんとその方々の収入を市のほうで把握できる状況にあるのでしょうか。

星野建設部長 これは、把握しております。

後藤委員 申告されない方というものもないということですか

星野建設部長 申告していただかなければならないことになっておりますので、申告していただいてそれに基づいて把握しております。

後藤委員 不申告の方は原則ないと考えてよろしいですか。

星野建設部長 そのように思っております。

中村委員 住宅資金貸付金ですが、これは徴収率が非常に悪くなっていますが、これについては、何か対策はされていますでしょうか。

佐藤人権政策部長 住宅資金貸付金という表題になっておりまして、これだけ見てもなかなか中身が分かりにくいと思います。

住宅資金貸付金と申しますのは、同和地区、いわゆる同和対策事業の中で行いました貸付金でございまして、これは既に終わっております。昭和41年から平成8年まで、この期間に同和地区の方がお持ちの住宅の改築、新築、宅地の取得をされた方に対する

貸付事業です。

これがほかのものに比べて、滞納繰越分のところが数値が多いということですが、同和対策事業として同和地区の劣悪な住宅環境を整備していくという行政の政策的な面があるんですけども、その場合にそれぞれの方が自分がお金を借りて家を直す、あるいは新築、家を建替える、ということで劣悪な住環境の整備をしていったわけです。

その場合、通常ですと、融資をしますと信用保証協会の保証をつけたりしますし、当然担保をとったりするんですけども、この住宅資金の貸付の場合は、保証協会は全くいらなかった、担保も必要ないと、ただ連帯保証人を2名つけていただくということだけが条件で、簡単にいいますと非常に借りやすい制度で、ほとんど借りられたわけです。

保証人さんにつきましてもお互いの相保障という形で、保証人の欄に名前があれば割りりと簡単に借りることができたというような、普通の制度融資と違う部分があるんですが、そういった、貸付金の制度です。

これが、だいたい20年とか25年とかの期間で貸付をしているんですけども、大雑把に言いまして、だいたい9割くらいの方はきちんとお返しいただいているんですけども、生活状況が苦しいというようなことが結構ございまして、滞納される、返済が滞るというようなことがございます。この滞納繰越の金額が2億円近くになっています。

通常ですと、こげつきますと保障協会が代位弁済をして、代わって返すというわけですね、これによってきれいになってしまうわけですが、それができない。

それから担保をとっていないということがあります。

それから不能欠損処分たとえば5年経過したら不能欠損で落としてしまうとか、そういう処理が出来ない仕組みになっています。ですから過去にお借りになったお金がずっと残っている。それがここに積みあがっているということです。

その中で生活が苦しい中でも返してもらっているという状況があります。

滞納繰越分、これが非常に率が低い。2%台になっていますけども、ちなみに全国的に見ても同じような数値になっています。例えば鳥取市では平成16年度がこの部分が滞納繰越分で2.7%、現年度調停分については5.7%くらいということで、通常のケースと比べまして返済が厳しい状況にある貸付金制度です。

中村委員 このままひきずっていくということですか。

佐藤人権政策部長 粘り強く少しずつでも返していただくしか方法がないわけですから、今、たまたま景気が悪い状況にもあるわけですが、私どもいろんな方法で、借りられた方と接触しまして少しでもいいから返してもらうようお願いをして、そういった形でお返しいただいているところです。

山本委員 介護保険ですが、65歳以上になれば年金からさし引かれますので、徴収率は100%になりますけども65歳未満の年齢の徴収率はどのくらいになるのでしょうか。

それと、もう一点、米子市の今の滞納は額が多くて山陰地方でも最低レベルか下から2番目というみとがありますが、これは恒常的にどういうようなことでこういう滞納が多いと分析しておられるかお尋ねしたい。

鷲見福祉保健部長 65歳以上だと年金から差し引かれるので滞納はないのではありませんかということですが、年金も小額な方や年金のない方も多々おられると思いますので、そういった方の滞納があります。それから、現場の家庭訪問などでお聞きしますが、経済的虐待といいいますか子供さんが年金等を取り上げるとかそういったことなどもございまして、なかなか100%いかないというのが現状でございます。徴収員なども雇用して努力しているところです。

それから介護保険料がご指摘のように、米子市は県内4市で一番高い状況であり、今

また第三期の計画をたてており、先だって社会福祉審議会でご了解いただきましたが4月からまた若干値上がりするというような現状でございますけども、やはり米子市で一番言えるのはデイサービスとかそういった通所系のサービスの利用者が多くいらっしゃるという特徴があるかと思っております。

足立委員 見方は分かっていると思いますが、各項目の調定額というのがあって、それから徴収額があって残りが繰越になります。15年度と16年度の残っているものは、次の年にくりこさなければなりません。しかし、現年度のところは、全部の調定額がだいたい同じですので、そうすると、この数字は、繰越を含んだ調定額ではなくて、その年だけの調定額ということですか。

矢倉企画部長 現年度分というのは、その年に発生したものでございまして、例えば市税で15年度の現年度分が170億円。これだけ税金をはらってもらわなければいけませんよというものを足し上げたものが170億円でございます。それから徴収額が実際入った額で、その次のA-Bというのが、4億5千8百万円になりますけども、それは、翌年の滞納繰越分に積み上げられます。

滞納繰越というのは、累積でございますけども、滞納繰越も例えば16年度中にも徴収していきますので、そのままは積みあがらないということです。

後藤委員 市税にせよ保険料にせよ、滞納原因は調査されていますでしょうか。どういった方たちがどういった原因で滞納されているのか。それぞれの原因に対してどういった対処をするのか。

それぞれの原因によって対策も違うと思えますし、何か資料でもあれば。

先ほど経済的虐待ということがあり、気になったのですが、もしそれが相当数あるのであれば、別途の施策が必要ではないかなと思えます。

入澤収入役 全般的な観点からお答えしたいと思います。まず、どういう原因かということですが、これは千差万別でございます。決まったものというのはありません。

ただ、先ほども出ていましたが米子市は何故これだけ滞納率が高いのかといわれると構造的なものはあります。それは何かというと、やはり中小企業が多いということです。

例えば皆さん方もお務めであれば、給料から天引きされるいわゆる特別徴収という制度があるんですけども、例えば所得税なども特別徴収がありますし市県民税なども企業には原則特別徴収するのが建前になっております。

しかしながら米子市は中小企業が多いですから、特別徴収になっている事業所は非常に少ないです。そういう要因があります。これはすぐに徴収率に直結してきます。そういう中から、滞納が恒常的に発生していくということになってきていると考えております。

その中で特異的なケースで介護等においては、老人虐待とか年金のとりあげとかことが起こっているといえるだろうと思えます。

それともうひとつ要因としては特に保育料などで見られる傾向ですけども、保育は行政の責任でやるべきものなんだというものの考え方が一部にあります。ですから国が出しておりますように、子供たちの完全な義務教育化、幼稚園保育園を含めての義務教育化というのを国のほうでも検討をはじめておりますけども、そういう一つの考え方に沿ったところで、とにかく国や自治体の責任でもって無料でやるのがあたりまえだという考え方も生まれてきつつあります。

そういう中で、かなり説得を繰り返しても払わない世帯、意図的に払わない世帯もできてきつつあるというのが現状だろうと考えております。

後藤委員 そうしますと特別徴収の関係のことはよくわかりましたが、基本的に原因について統計的なものはとっておられますか。

入澤収入役 個別の税目や料によっては把握しているものはありますが、全体としては把握できておりません。

(休憩 午後3時1分～午後3時6分)

田村委員長 先ほどの後藤委員の市営住宅に関する質問について、追加で、回答があるようですのでおねがいします。

星野建設部長 先ほどの答弁について、訂正も含めて、あらためて報告させていただきます。

市営住宅の入居の方は、3つに分かれまして、一般入居の方、これは1ヶ月の基準所得が20万円以下ですが、それから収入超過者、これは1ヶ月の基準所得が39万7千円以下の方、それから高額所得者、この3つに分かれますが、さきほど後藤委員から質問があったのは、収入超過者あるいは高額所得者に対してどのような対応がなされているかということだったと思います。

収入超過者の方につきましては、収入に応じた住宅使用料金としておりますが、収入の申告をどうしてもされない場合は、近傍の同種の料金をいただいていると。これは公営住宅法に基づいて定められた料金をいただくということです。この方々は収入が超過しておりますので基本的にいいますと明け渡しの努力義務があるということですが、退去させることはできないということです。

それから高額所得者の方については基本的に退去していただくということで、退去されない場合は裁判ということですが、17年度は対象者が1件ありましたが、この方は自主的に退去していただいたということです。

実施項目14 受益者負担の見直し

米澤委員 14-(2)-(3)のところでは社会福祉協議会のことについて質問して回答していただいておりますが、私も充分把握していないので、もう一度、質問をさせていただきたいと思います。

米子市の社会福祉協議会という団体の中には、地区、地区の社会福祉協議会がありまして、なかでも、十本の指にはいらぬ、4から5、6くらいですか、その協議会はこの香典寄附をですね、私は善意の香典寄附は賛成ですのでそれについてとやかく言う気は毛頭ありませんが、その協議会においては米子市の協議会にまとめてプールするのではなく独自に使っている。そういうところがあるんです。

直接、市のほうでは干渉しておられないということで、把握はしておられないかもしれませんが、実態としては、そういった香典が年間100万円以上になると思いますが、そういったものを、市の中の地区の社会福祉協議会が自由に使っている。

もちろん会計はきちんとしているでしょうけども。そういうふうバラバラになっているんです。実態は。

社会福祉協議会は、県のつながりや米子市のつながりもありますし、前回、第4回目委員会のときに一般会計の補助金の資料で、私の目にとまっているんですが、ここに年間4千7百万円の協議会にお金が平成16年度、補助金として出ているわけです。

おそらく、これは人件費が何かじゃないかと思うんですけども。そういったことも考えて、市も充分に把握していただきたいということもありますし、統一していただきたい。

これから、市民はそういう不明瞭なものは排除していくでしょうから、きちっと市がかかわっている以上は透明性を保っていただきたい。

それから、香典返しの挨拶状に米子市長の名前が出ているわけですね。ですから市民は、当然、米子市に寄附が一部いくだろうという考えに立っていると思います。

しかし、実態は、米子市は一切関与していないわけです。ここの回答に書いてあるとおり。

そういうことをとらえて、私も自治会長をやっていましたので、やはりきちんとすべきじゃないかということをお願いしたい。今、回答していただかなくても結構ですが、十分に把握していただきながら、もう少し外郭団体の指導というものを、何千万円の金を投入していて、きちんとした社会奉仕ができているかどうか、もう一度見直していただく機会にさせていただければと思います。

鷲見福祉保健部長 委員さんのご指摘のように社会福祉協議会に人件費を補助しております。米子市の場合ですと事務局の純数な職員人件費に9割の補助をしています。

ちなみに、鳥取市あたりは100%補助と聞いております。

さまざまな事業を行っておりますけども、市もいろいろな事業を委託しており、その事業に携わっている職員のほうは委託料の中でまかっています。

先ほどの香典返しの件につきましては、年間2500万円から3000万円近くの寄附になるようですが、それを地区の社会福祉協議会に、寄附の仕方もいろいろあるようですので、割合に応じてほしい600万円程度を地区社会福祉協議会のほうに事業としてお渡しして、その残りの資金で社会福祉協議会独自の事業として、例えば友愛訪問ですとか、配食サービスとかそういったいろいろな福祉事業に使っているとお聞きしています。

なお、ご指摘のように、いろいろと補助金等も出している関係から、独立した社会福祉法人ですけれども、役員さんは、自治連合会長さん、民生委員協議会の会長さんといった方々が理事長、副理事長をやっておられます。市として申し上げるべきはいろいろと今後もうしあげていきたい。

足立委員 14-(2)-(2)に財政効果見込み額がないのはどういうことでしょうか。

前谷行政改革推進室長 記入もれですので、今、申し上げます。855万6千円の財政効果額となります。

実際には、5年間の計画期間内では、投資額が効果額を上回っているため、効果額としては算入しなかったものです。

実施項目15 連結債務への対応

山本委員 15の項目になるかどうかわかりませんが、例えば、今、市は給食センターなどを移転されたり、新しく作るということを見ました。

これは相当な費用を出して新たな土地を買って作るということになると思いますけども、市は、結構たくさんの不良資産というか土地を持っているわけで、例えば、流通業務団地は、半分以下しか売れていないわけです。

新たに目久美町に土地を求めるといような計画のようですが、もっと持っている土地を有効利用するということは考えられないでしょうか。

むしろそうしたほうが、より値段が、コスト的に安くなるのではないかと思います。そういったことを考えていく余地はないものですか。

入沢収入役 土地の有効利用というお話でございました、さしあたり給食センターの建替えということがありますが、給食センターを現在地で建替えるというのは難しいので、それで新たな土地を求めたという結果でございます。

もちろん、現在の土地については住宅地として利用可能な土地ですので、売却を検討するというような形です。面積比等からいきますとおそらく買った土地以上の金額で売れるんじゃないかという試算はしているはずですよ。

いずれにしても、他にも持っている土地はありますので、各所管課で売却に向けて検討はしております。先月の広報に2箇所売却の案内を出しておりますので、逐次不用品な土地につきましては、売却を進めているという実態でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

山本委員 私がいうのは、売却だけでなく、今持っている土地を、そういう具合に新たな事業を展開するとき、市の事業だったら市の持っている土地あるいは公社が持っている土地を有効活用したら、あらたな投資をしなくていいんじゃないかということです。

売るのはもちろん売ってもらわなければいけないんですけども、そういった面で規制があるということであれば規制緩和を進めるとか、そういった手段を講じて、今、持っている土地を有効利用して、新たな土地を求めるということはしなくてもいいんじゃないかと思うのですが、その辺はどうなんでしょう。

入澤収入役 現在、所有している土地が実際新たな事業を起こす場合に使えるかどうかというのは十分、検討しております。ご存知かと思いますが、今、市のほうでまとめた土地で未利用というものは、そう大きな面積はございません。例えば、給食センターを立地できるような土地または立地条件のいいところはございません。

ある意味で事業用に取得した土地の残った、残地をかかえているといったほうがいいのではないかと思います。例えば公民館ができた残りの残地を抱えているとかいう形で未利用になっている部分があちこちにあると。

また昔、いろいろな埋設物があって、利用に供せない土地も現実にあるわけで、そういうものも現実には保管している。または、規制がかかっているなかなかそこを利用できないというものもあります。

例えば皆さんよくおっしゃいますが、米子市役所を流通団地に移転したらどうかというお話があるわけですが、これはそういう目的が、今、一部、緩和しましたけども、なかなかそういう目的で使うことはできないということになっております。

そういう土地があっても、なかなかそういう利用は一朝一夕にできないということですので、先ほど申し上げました給食センターは、用地を取得して、移転新築をするというふうな形で、採算上は、一応ペイできるという方向でもって考えていると聞いております。

田村委員長 計画的にといいますか、なかなか難しい面もあると思いますが、将来を見通して、できるものは有効利用していただければと思います。

実施項目 16 組織の活性化と職員の能力開発

田村委員長 担当は職員課のところですが、職員課のほうから補足があればお願いします。

亀井職員課長 米澤委員さんから組織の活性化のところ担当課の説明が聞きたいということですので、説明させていただきます。

ここで言うております、組織の活性化と職員の能力開発ということにつきましては、この行財政改革大綱の実施計画のなかで、人材育成基本方針の策定という項目をあげているわけでございますけども、現在、庁内に策定委員会というものをつくりまして、これまで2回ほど会議を開催し検討しているところでございます。

できれば、3月中に何とか策定したいと考えているところでございます。

その中では、基本的には職員について、まず求められる職員像というものを掲げまして、そういった職員を育てるためにはどういった方法が必要だろうという観点にたちまして、人事管理なり職員定数なりあるいは職場の環境整備づくりといったものを3本の柱にして総合的に取組んでいく必要があるじゃないかと考えているところでございます。

人事管理につきましては、来年度以降の取組みになると考えておりますが、人事評価システムを構築していかなければいけないですし、あるいは、研修についても時流にあったものを取組んでいかなければならないと思っております。また、職場の環境づくりについても、職場の活性化を図るための仕組みづくりが必要ではないかということで、中身的にはこれからの検討ですが、そういった項目もあげているところでございます。

いずれにいたしましても、総合的な人材育成を進めるなかで職員の意識改革を図っていきたいと考えているところでございます。

田村委員長 そうしましたら、委員の皆様いかがでしょうか。

米澤委員 職員の意識改革といいますと、私が考えますに、やったものが報われる職場をつくるということだろうと思うのですが、従来、米子市だけでなく自治体というのは、生涯安泰の職場であると。しかも職員はエリート意識が強いですから、そのために新しいことに取り組んでいくということはしないで、前例主義ということやっていくという雰囲気だったと思います。今も変わらないと思いますけども。

しかし、こういう風土を変えるというのは、非常に至難の技だと思うんです。

それは若い人に求めても無理ですし、課長さん部長さんが率先してやっていくということはもちろん必要ですけども、それでも難しいと思います。

やはり上は市長さん、助役さん含めて、それから職員の皆さんがその気にならないとそういうものは出てこないと思います。是非、そういう仕組みを何かこしらえていただきたい。

それから、従来と違うのは、仕事をしなくても、ワタリじゃありませんけども給料は年功序列でどんどん上がっていくわけですから失敗して減点されるよりも、前例主義でとにかく上下関係でうまくやるというのが、どこの自治体でもそうだと思います。それを壊すということは、事務事業評価というのがありますけども、やはり自分自身で政策を決めて、責任を持ってそれを実現するという、この事務事業の取組みを活かしていただいて、達成感というのは、自分がやった仕事の達成感の喜びを植えつけていくと、それがこれからの若い人たちを育てる人材育成につながっていくと思います。

その場合には課長さん、部長さんというのは、それをフォローしていかななくちゃいけないと思います。失敗することもあるでしょうけども、それを暖かい目で見ていかななくちゃいけないという面がありますから、部長さん、課長さんは、俗な言い方をすれば権限委譲ということになりますけども育てていくと、いうなれば民間企業のそういう考え方を取り入れていくということが必要になると思います。

役所というのは効率主義とかそういうことを嫌うんですね。とにかく課長さん、部長さんは部下がたくさんいて、それで残業も適当にそこそこさせて、仕事がなくとも人を減らすようなことをしたら、それこそ失敗だというような評判がたちますから、そういうことがないように、とにかく組織をがっちり守っていくというのが、いままでの上下関係の風土だと思うんです。

それを壊していかななくちゃいけないわけですから、先ほどいったように、やるものが報われる職場を作っていくということで、職員の提案をどんどんいれたり、職場の活性化のために、例えば市役所の使命あるいは理念といったものを職員から募集して、それ

を何項目かにまとめて、それを毎朝、大きな声で皆で唱和する。

民間企業でしたら、そういうことをするんですけど、そのようなことを、いままでと違うことをやらなくちゃいけない。

とにかく全員が、これは行政改革ですから、立場を変えなくては行政改革にはならないですね。改善なら出来ると思います。自分の考えを変えずに、とにかく、うん、分かった、やってみよう。

そうじゃないですから、とにかく立ち位置を変えるということで、これまでの考えを変えて、お客様の立場になって考えるとか、あるいは地方分権を成功させるためにはどうしたらいいんだとか、そういうような立ち位置を変えて物事を考えながら、そしてまず考えて話し合っていくということを大事にしていかなないと。

それは違うといったって、まだ経験したことのないもの、誰もやったことのないものを違うとは言えないわけですから、それは市長さんも同じだと思います。

それで、お互いによく考えて、お互いに話しあっていくという根気のいる仕事だと思うんですけども、是非、そうやっていただきたいということです。

それから組織についても小さな課をたくさん作るんじゃなくて、これから定員制なんかも出来るだけ少数精鋭主義にするためにも大きな課にして、係長は係長単位の仕事は作っても、それはプロジェクトチームで作っていくということにして、課の中には係長を何人も置いて、まとめるのはやはり部長さんがまとめるという大きな概念を。

忙しいときには他の部に応援を出すとか、そういう臨機応変なことは全国の地方自治体どこでもやっているわけですから、そういう考え方を取り入れてもう少し、職制の、これから人が多くなってきてしなくちゃいけないという面もありますけども、能力主義でやっていくということ。

そういうような職位と、あるいは職制の違いなんかも取り入れたりして考えていただけるとは思いますけども、外部から研修の先生でも迎えながら皆が勉強するつもりでやっていかなとなかなか大変なことだと思います。

是非とも市長さんに旗をふっていただくということ。行政改革推進室の皆さんも、自分のところの部に関係ないと言わずに、出向いて行って、応援をして一つ盛り上がるように、行政改革が成功するように、取り組んでいただきたいというのが気持ちです。よろしくお願いします。

中村委員 16 - (2)のところで、ボランティアのことで質問させていただいたんですが、予算がない中で、こういったボランティアとかNPOと協働していかなければいけないこともありまして、その中で、NPOとかボランティアに対する期待というのもし少しあるんじゃないかと思うんです。

そのためには、まずボランティアというのがどういうものなのか、ボランティアをするというのがどういうことなのか、ということで、市の職員の方はやはり率先してやっていただきたいと思います。

ここに、能力開発・人材育成につながるかどうかは個々のケースによると思われるが、と書いてありますけれども、やはりやってみて、じゃあボランティアの人とどういうふうにつきあっていったらいいとか、どういうふうボランティアを活かしていったらいいか、協働していったらいいかということを、まずやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

赤井委員 今、ボランティアの話がでましたけども、私たちも地域社会に貢献するというので、大きく掲げておりますので、今、模索もしておりますけれども、要請があれば応えていきたいと、ボランティアとかそういったところにですね。そのことを言っておきたいと思います。

それから米澤委員さんが言われましたけども、職場の活性化というのは議会の中でも議論されている部分もあるわけですけども、その議員さんに聞くと、全くなおってないなあということと言われるわけです。

例えば、僕らが言われてきたのは、100人のうち99人が一生懸命やっておっても1人が怠けておいたら全体がそういうふうに見られるんだということ言われてきたわけです、職場のなかで。

従って、今、言われたように、本当に賃金もカットされて、このような仕事をやっていくことについて、結局やらされたとか、仕方なしみたいな形であってはダメだと思うんですね。

やはり自ら自主的に挑むというふうに職員さんの意識が変わらないと。まあまあ、なあなあ、ということではだめで、相当な努力をされないといけない。

僕が、この間から言わせてもらっているのは、民間では明日からどうなるかわからない職場の人もあるわけです、たくさん。企業の中には、明日から会社がどうなっているかわからないと。

そういったところからみたら、本当に市役所は恵まれた職場だということふうに見られているわけですね。そして、少々痛めつけてあげたって、支援はされるわなど。自分たちで言っていることが整備されると。地域の経済があまりよくないために。

従って、失礼かもしれませんが、本当に市長さん以下、強いリーダーシップを発揮してやっていかないといけない。

私のほうも要請は職員組合のほうにも言っています。変わらないといい具合にみてもらうためにはと、切に言ってきておりますけれども。私も市役所に入りにさせてもらっていますが、まだまだ足りないと思うわけです。僕が思うくらいですから一般の人はもっと思ってるんじゃないか。そこら辺が、かなりあります。

米澤委員 16-(3)-(4)の組合との交渉内容の公表ということで、ご回答いただいているんですけども、私のほうは市報、広報に公表してくださいとお願いしたんです。

そうしたら、回答では、タイムリーにならないので、新聞を中心にした報道機関を通じて公表するとなっていますが、私も勉強したつもりです。一応、地方公務員の給与実態の公表をなささいというのが、自治省の通達で昭和56年10月に出ておまして、これは事務局のほうにもお渡ししておきますので、この中にどういうことを公表しろと。しかも公表するのは、広報紙、チラシというようなことで具体的に出ておきますので、もう一度見直しをしていただいて、広報紙への掲載をお願いします。

と申しますのは、月に1回で市民も楽しみにしていますから、そういう具合に広報紙を活用して、やはり米子市は変わったなというところを示していただくように、是非実行していただきたいというお願いです。

亀井職員課長 ただいまのお尋ねですけども、行革の項目にもあげておりますが、16-(3)-(3)になりますけども、人事行政の運営状況の公表というところであげさせていただいて、現在、やっております。毎年3月に給与関係をはじめとした人事関係の状況を公表しており、市報にもダイジェスト版で載せるようにしておりますし、ホームページのほうにも載せるようにしております。

田中委員 さきほどの16-(2)-(1)の人材育成のところに戻るんですけども、さきほど委員会を設けて内容をもんでいるというのは非常にいいと思うんですけども、ここで実施内容の、期待される職員像と能力を見定めるということですが、期待される職員像とは何ぞやということなんですね。

これを組織の中の人、上下関係はあるでしょうけど、組織の中で求めても限界があると思うんです。これは、せつかく委員会を開催されるのであれば、外部から民間人を

専門家でなくてもいいと思うんです。一般の市民の方も交えて、どういう職員像が市民にとっていいのかということが必要だと思う。

というのは行政というのは、市民満足を最大化することが仕事じゃないですか。

市民満足を最大化することが職員が一番のやるべきこと、となれば、市民の声を無視して自分たちで理想の期待像を作ったところで、それが受け入れられるかどうか非常に疑問です。

ですから、こういう委員会で、外部の方からそういう意見を聞いてですね。できれば若い人、若い人はどんどん、市民のためになることはなんだろうということを考える組織。そしてまた提案制度などを設けて、上の方がそれを受け止めていく活性化した組織にするためには、そういうことが必要かなと思います。

個々の人材育成というのは、将来にわたって非常に大事なことだと思うんです。民間企業でも優れたトップがいらっしゃるから必ずしも業績を上げているかということではなくて、やはり優れたリーダーと政策、経営戦略、そして、それと同じくらい、組織の動く人が育たないとせっかくの策も生きませんので、ここは、さっき、さらさらっと説明だけいただいたんですが大事なことです。出来れば外部から呼んでいただきたいということを提案させていただきます。

亀井職員課長 ただいまのご意見については、また策定委員会のほうにはからせていただきたいと思います。

後藤委員 16 - (2) - (3)について伺います。職員の派遣出向という表現がありますが、これは行くほうだけじゃなくて、交換交流ということで解釈してよろしいでしょうか。それと今までの実数、これからの予定数、目標数を教えていただきたい。

どういった層の職員の方が対象なのかということをおきかせいただければ。

亀井職員課長 現在、人事交流していますのは、鳥取県と税務関係で係長級の職員を人事交流しています。それから、自治体国際化協会という総務省の外郭団体に1人派遣しております。それから来年度、もう一名、これも総務省の関係になりますが、地域活性化センターというところに2年間職員を派遣するというのが現在の予定です。

あとの2名については、主任級の職員。県との交流では、係長級で交流しています。

後藤委員 今後の予定、目標ということは具体的にはないですか。

亀井職員課長 現在の所、特には、はい。

後藤委員 前にも一度申し上げあげたと思いますが、僕の経験では、鳥取真で、広島県と岡山県を通じて鳥取県にこられた方がいて、中堅の職員さんなんですが、ある面で言いたいことが言えるという環境で、非常に見ていて、すがすがしくもあり、非常に活発なところがあったものですから、市役所の中堅の職員の方が同種の公共団体と交流するという事は意義があると思って質問させていただきました。

亀井職員課長 今後、いろいろ検討したいと思っています。報告がおくれましたけども、もう1人係長級の職員を県の外郭団体の鳥取県産業振興機構に派遣しております。

実施項目 17 予算編成システムの改革

山本委員 細かいことですが、ホームページのことで、質問しておりますけども、確かに「MYネット」というのが現在あって、確かに1人か2人かの方が書き込んでいるという状態はよくわかります。

だけど、例えばパブリックコメントの制度化というのも計画にあがっていますけども、これを例えばネットのうえでこういうことができないかと。

単なる漠然としたブログのような形の書き込みじゃなくて、一つの特定の、例えば市

の財政なら財政、あるいは今の政策なら政策に限定して皆さんの意見を出していただくと。

今だったら市長に対して物申すというところはあるんですが、そうじゃなくて、特定のものについて一つ一つそこにいるんな意見が出てくるような仕組みを考えていただいたらどうかということです。

それから庁舎のエントランスのパソコンについてですが、これも市のホームページだけに入ればいいじゃないですか。インターネットを通じて、結局若い人がやっているけど、インターネットで自分でいろいろあそんで見ていると。市のサービスですので、市のホームページにトップからワンクリックで入るということで単純化すれば、使用説明書も必要ないし、もっと使いやすくなるんじゃないかと思います。

山本市民参画課長 先ほど山本委員さんのほうから、ホームページのうえで議論できるような仕組みをとるという提案をいただきましたが、これはホームページの充実を検討する中で検討していきたいと思います。ありがとうございました。

実施項目 18 行政情報の提供の強化と市民参画の推進

米澤委員 18 - (2) - (3)の審議会委員会について、決算監査委員会のことを伺っております。事務局の責任者の方が課長クラスということをお伺いしております。これは、行政委員会の責任者の方が課長クラスということをお伺いしておりますけども、私は監査機能を強化するために、ここに部長クラスを入れるべきではないかと提案させていただいております。

何故かといいますと、ご回答いただいておりますけども、市役所の事務事業評価で監査をするというのは、おそらく決算の監査委員会ぐらいじゃないのかなという気がしている。この委員のメンバーをお伺いすると1名は業界の方で、1名は経理税務の専門職の方で、もう1名は市民代表で市議会の議員の方が、3人でやっていらっしゃるようにお伺いしました。それはそれでいいですが、さらにもう1名、市民代表で加えるべきじゃないのかなと思います。

と申しますのは、おそらく独自の立場でこれまでやってきておられますけど、やはり市民感覚でものを言っていたらほうがいいだろうということで提案させていただいているのですが、回答をみますと、行政委員会の委員は、選挙または議会の同意がいるということですが、必要であればそれは検討していただいているのではないかなと思います。

とにかく、自治体は節約とか効率とかは、あまり感覚としては慣れていらっしゃるんじゃないし、いままで行政改革というのは耳障りな話だったと思うんです。

なぜかという、自治体というのは、やはり公平で公共的なサービスをする立場であるので効率だとかいう考え方は並立しないんだと思うんですが、とんでもない話で、例えば義務教育にしたってそうですし、ゴミの収集でもそうですし、いろんなことを考えていただいて、水道もそうなんですけど、やはり、個々に企業として取組むより、まとめて取組んだほうがコストが安くなるということで始めたのがこういう公共事業なんです。

そういう観点からいくと、経済機能は、やっぱり働いているわけなんです。だからコストをできるだけ安くやろうというのが自治体の事業でもあるわけですから、その基本を忘れないようにするには、効率をあげるということがいかに大事かということを知っていただかなければならない。

それにはやはりこういう終末のところでも検討していただきたい。

これまでやはり自治体は予算がすべてとい考え方が強かったと思うんですが、これからは事務事業の成果ですよね。効果、どれくらいの効果があったんだということを論点にすれば費用対効果というものを徹底的に論じあわなくちゃいけないわけですから、この決算監査委員会というのは非常に重要なことだと思います。

これまではなんといいですか、まつりごとだった面があるんじゃないかと思えますけれども、そういうことでなく、もっともっと迫るような形で取り組んでいただくべきだろうと思えます。これは地方分権にいたる道としては、非常に重要なことじゃないか、そこに一つ市民の方も加えていただければというのが提案の趣旨です。

田村委員長 確認なんですけど、18-(2)-(3)は、付属機関のことだけで、行政委員会のことは考えていらっやしませんよね。そこをまずはっきりさせておかないと米澤委員さんの質問がわからないですが。

亀井職員課長 一応の審議会・委員会の中では、この表の中では監査も選管も入れた形にはしております。

田村委員長 そうしますと、資料5-2の20ページで、実施内容のところでは、審議会等委員専任基準、米子市審議会等委員公募制実施指針というものは、いわゆる行政委員会も対象にしてお作りになっていらっやるんですか。

亀井職員課長 考え方としては、含めた形での捉え方。各種審議会を職員課が持っているわけではありませんけども、専任基準の担当課として全体のとりまとめをしている段階では、分けずに考えている。

田村委員長 米澤委員さんの決算監査委員会というものは、監査委員のことをいっているのか、それとも付属機関のことを念頭に置かれているのか。あるいは議会の委員会ことを念頭に置かれているのか。

米澤委員 監査委員会です。

田村委員長 監査委員会はないので監査委員ですね。

入澤収入役 さきほどから監査委員会という言葉がありますが監査委員会とはございません。独立した監査委員が3名おられて、その事務局を掌っているのが、次長をはじめとしているんだということでございます。それで現在の監査は地方自治法に定めがあり、いわゆる数字のうえでの監査、いわゆる一般の会計監査を行うということとそれから行政監査を行うという二本立てになっています。

その構成ですが、先ほど話しがありましたけど、業界団体の方1名、税理士の方1名、議会のほうから1名ということで3名で構成しております。それで市民の方をというお話でしたが、議会が市民代表ということになっておりますから、それで議会から1名の専任をいただいて3名で構成しているというのが、現在の姿です。

ついでに申し上げますと、この監査で承認を得て、市長に答申がありましたものを議会に再度、かけます。議会のほうでは決算審査特別委員会を構成いたしまして、これは確か15名だったと思えますが、その決算審査特別委員会の委員の方々が数字的なもの、政策的なもの、これらの対前年比も含めまして、長期間、おそらく2ヶ月くらいかかると思えますけども、課長に対する質疑から部長に対する質疑、五役に対する質疑という3段階に分けて審査をされます。

それでもって本会議でもって承認を得て、はじめて米子市の決算の監査が終わるといいう形になっていきますのでご理解いただきたいと思えます。

米澤委員 市民の監査委員というのは、できるならば仕事としては会議に立ち会うだけではなしに、常時そういった監査ができるような立場で市役所の仕事を見ていくというような役割を果たせるんじゃないかということを考えています。それで議員の立場は執行部に対して一方では、物事をお願いするという立場でもありますから、どうしても、

ななあになるんです。監査委員の任期はきまっていますが、途中で交代というようなこともあるでしょうし、そういうことを考えると、もう少し機能を充実すべきじゃないかと。そういうことを考えましたので申し上げました。よろしく検討いただきたい。

その他の項目

中村委員 公民館の利用状況のところですが、回答の一番下のところで個別具体的な行事の実施状況までは把握していないと書いてありますが、これは仕事として把握する必要はないということですか。

山本市民参画課長 一番下の部分は、自治会の関係のことを申し上げておりまして、公民館の関係は、上のところです。

中村委員 公民館のほうは把握しているが、自治会のほうは把握する必要はないということでしょうか。

山本市民参画課長 必要ないのかといわれますと、絶対ないとは言い切れないと思います。協働の部分で自治会との連携を進める必要がありますから、把握に努める必要があるのではないかと考えております。

田村委員長 こまかく、このことを実際どのようにやっているのかを、市の側がたずねるといことになりまして、逆に昔のようにならないかという批判もあるんですね。ですから下請け機関ではないので、どういう形で事業をやっているかという状況はつかんでおく必要はありますが、個別具体的な中身にまで、監督的な立場で監視するのはいけないということだと思います。

中村委員 監督的な立場というよりも、具体的なことをすることが状況の把握になるのではないかとと思うんですが。

山本市民参画課長 ここに書いておりますのは、単位自治会のことなんです。それで、私どもが言っているのは中村委員がおっしゃるように、各集落の単位自治会がありますが、例えば自分のところではこういうやり方をしているよというようなことは、協働の推進にあたっては必要になってくると思います。

ただ、それと各自治会を束ねた自治連合会というのがありますが、その事務局をしておりますので、自治連合会のほうの動きは把握しております。

中村委員の質問は単位自治会のことではないかと思しますので、そのように答えさせていただきます。

米澤委員 公民館にかかわることですが、公民館長、それから公民館の運営委員会がありますけども、こちらの長の方々が教育委員会のOBであったり、自治体出のOBであったり、第二のお役所といわれているように、お役所の天下り先になっているのが実態です。

それで、これから民間感覚で公民館を運営し、地区の活性化を図ろうとしている中で、このように天下りでおさええてしまって果たしていいのかなということで問題にさせていただきました。

私を感じますのは、回答にもありますように、教育委員会で運営されて、管轄は、管掌が生涯学習課でやっており、実際問題、独占感覚があるのではないかとということなんです。

それで任期が2年ということでご回答をいただいておりますが、これは原則でして、改選は何度やってもいいというのが実態にあるようです。

で、実際に長い人は何年ぐらいやっているかということですが、いってみれば墓場にいくまで事務局の職をやるという熱心な方もいらっしゃるわけですね。

だけど、せいぜい4年ぐらいでそろそろ新陳代謝を図って活性化したほうがいいんじゃないかということも聞いております。実態として長いですから見直しをしたほうがいいんじゃないかと思います。

さっきも言いましたように、これは谷間になっていきますので教育委員会と生涯学習課のちょうど間にたっていますので、こういうことが起こりうると私は感じています。

天下り先になっていきますので、もう少し民間の方を上手に登用して、新賃代謝を図って、公民館がもっと近くにあって地域の顔のような公民館にしていっていただきたいという思いから質問させていただきました。

この質問に対しては議事2のあとで次のような答弁が行われた。

木村生涯学習課長 公民館長の推薦について説明させていただきます。公民館の職員につきましては、公募して採用しています。館長につきましては、中には市のOBもいるとは思いますが、各地区の関係団体を中心に推薦いただきまして、それを教育委員会のほうで任命しているという形をとっています。自治体OBを任命しているということではありません。あくまで推薦いただいたものということです。

田村委員長 そういたしますと議事1の実施計画(案)については、皆様からいろいろな意見が出ましたので、それを踏まえた形で策定していく、あるいは、いろいろな提案をふまえて、場合によっては表現の変更もあるでしょうが、それは事務局のほうに任せるといことで、委員会としては了解させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 了解

(休憩 4時20分から4時25分)

議事2 財政効果額の試算結果及び数値目標について

田村委員長 資料5-4について、はじめに、事務局から説明してください。

宇田行政改革推進室長補佐 資料5-4のはじめに、総括表としてA4のものをつけていますが、若干、表の見方について説明させていただきます。

見ていただきますと、表の左側の具体的施策が、実施計画(案)の大きな項目に対応した区分となっており、次の実質的財政効果額は、一般会計特別会計を含めた効果額です。

そのうち、一般会計に係るものをその右の欄の、左のうち一般会計直接効果分のところにのせています。

計の欄で、全体の効果額が、66億円、一般会計で47億円となっていますが、実は、数字の面では、まだ集計の点で数字が若干動いていますので、端数は変わってくるかもしれませんが、億円単位では、こういう試算となっております。

それで、見ていただきますと、13番目の税・料等の収納対策と自主財源確保が一番大きなウェイトを占めています。

つぎに、A3版のほうをみていただきます。こちらが、さきほどの数値の内訳ということですが、表の見方としては、左側から実施項目名、実施年度、所管とあって、これは実施計画(案)の各項目に対応しています。その次の効果区分のところに小さく数字で1とか3とか書いてありますが、これは、上の凡例にあります、1が財政効果があっ

て試算可能なもの。2が財政効果があって、試算は可能だが、一般会計への直接の効果はないもの。3が、財政効果があるが試算が困難なもの。4が財政効果がないものです。

それから、下の表で、試算の前提条件という欄があります。ここでは、試算の前提ということで、例えば、実施計画では、廃止を含めて検討するという方針のものについても、廃止するという前提にたって試算した形になっているものもあります。

それから、その右側に、投入見込み額とあるのは、改革の実施にともなって発生する投資額であり、その右に直接効果額、そして間接効果額を記載しています。

そして、その次に実質効果見込み額として、直接効果額に間接効果額を加えて、そのための投資額をマイナスするという形で計算したものを示しており、その次に左のうち一般会計直接効果分を示しております。

効果額の集計については、計画期間中に効果のあるものだけを集計していますので、例えば、電子市役所の関係などの投資額は、この表では出していません。この表で、マイナス表示で出すべきではないかという考え方もありますが、そういった投資額は、総合計画などの財政計画の中で出てくるとおられますので、ここでは、あくまで、期間中に効果があるものだけを集計しております。

数値については、若干動くと思いますので、また最終的なものは、送付させていただきます。

前谷行政改革推進室長 一箇所訂正があります。3ページの5-(1)-(4)弓ヶ浜わくわくランド事業の見直しの促進、数字が105,282千円となっておりますが、見直しの結果、67,143千円となっております。資料5-2の実実施計画(案)のほうは、既に数字がなっております。

田村委員長 委員の皆様、ご質問はありますか。

米澤委員 資料の中に人件費の欄がありますが、これを埋めていくという考えはありませんか。

田村委員長 今、言われているのは、資料5-4のA3のほうの表の中の人件費の欄のところに数字がはいっていないけども、数字を入れる気はないかということですね。

宇田行政改革推進室長補佐 この表自体は、それぞれ事業別で出しておりますが、例えば事務事業評価などの場合は、それぞれの事業に人件費も伴っていくわけです。事業を見直しした場合、当然人件費の見直しにもつながるわけですが、その部分がいくらかというのは、この試算のうえでは、まとめて定員適正化のところで記載しています。

米澤委員 自分の部がどれくらいの人件費を月々、あるいは年間に負担しているかということ、この欄を使うことによっても明らかにすることが可能なわけです。そういう使い方もできるわけです。ですから必ずしも担当部署を切るだけでなく、ここだけ約束事を課にするのか部にするのか、職員も自分たちのところは、こんなにたくさんの給料だから、働かなくちゃいけないというところに結びつけるように、せつかくこういう表があるのに空欄にしておくのはもったいないと思ったものですから提案したところです。

田村委員長 ご意見ですので、検討できればということです。

宇田行政改革推進室長補佐 試算の表ですので、委員のいわれた、各部ごとに営業感的に人件費を含めてという趣旨は分かりますが、この表には人件費欄に入れるということは考えておりません。試算ということですので。

田村委員長 試算ということよりは、事業ごとなので、じゃあ、1人の職員が事業ごとに勤務時間の何パーセントをかけているかという計算は出来ないということじゃないですか。米澤委員さんの意見を踏まえるならば、例えば2-(1)-(3)単独事業の見直しの中の父子福祉手当の見直しというところの欄に人件費という枠もあるから、そこに

いくらかというのを書けという趣旨だったとおもうんですね。さらに、ご発言の趣旨を踏まえると、では各課ごとにどれくらいあるかがわかるといいのではないかとということにつながると思うんですが。

前谷行政改革推進室長 その点の事業の廃止した場合に、その事業に投入していた人件費はいくらなのかということで、米澤委員さんのご意見について、それをここに入れるかどうかというのは、ちょっと検討したいと思います。

それと、表の上では、直接的な財政効果見込み額の右に間接的な効果見込み額があって、計算して実質効果額を出していますが、間接的効果見込み額は結果としてはない状況です。

田村委員長 いずれにしても検討するということなので、よろしくをお願いします。

米澤委員 この結果表は16年度の結果ということですか。

前谷行政改革推進室長 5年間の試算です。

山本委員 財源不足の45億円がクリアーできるということですか。

前谷行政改革推進室長 財政健全化プランにありました、平成21年度45億円の財源不足をクリアーできる数字になります。

中村委員 14-(2)-(3)の無料入浴サービスの有料化は、有料になれば利用しなくなる人も結構あると思われるので、そうした場合に収入見込みが違ってくるとということもありうるわけですね。

前谷行政改革推進室長 試算ですので、そういうこともありえます。

中村委員 こういうことが重なると達成見込みもちがってくるとということもあるということですね。

前谷行政改革推進室長 もちろんあります。

宇田行政改革推進室長補佐 先ほどの入浴サービスの有料化についてですが、財政効果見込み額の積算に利用者数の減も見込んでおります。

山本委員 資料5-4のA4の表の連結債務への対応というのは、資料5-2のどの項目を合計しているわけですか。合計するとこの数字になりますか。資料5-2の数字と資料5-4の数字の対応はできていますか。

前谷行政改革推進室長 資料5-2の16ページの15-(1)-(3)下水道使用料・農業集落排水施設使用料の見直しのところで、下水道使用料の財政効果額と農業集落排水施設使用料の数字を別々に書いておりますが、その合計額が資料5-4の実質財政見込み額になります。そのうち一般会計直接効果分は農業集落排水施設使用料の見込み額だけになります。

田村委員長 あっていますね。ということで、整合性はあっていますが、細かい数字は動くということもあるようですので、そのあたりは了解していきたいと思います。

後藤委員 7の電子市役所の推進のところで、財政効果なしということですが、電子申請文書管理は単に便利になるというだけでなく、長期的には効果があると思うので、財政効果なしというのはどうなのかということがまず1点、あと、13-(2)-(2)遊休地等の売却貸付の推進について、売却しか出てこなくて貸付の関係がどの程度あるのかなと思うんですが、市役所の一階ホールは見方によっては、集客力のある店という見方もできるわけですね。こういうところに、スペースを作って貸し付けていくということも方法としてありえるんだろうなと思います。

田村委員長 回答はいりますか。

後藤委員 参考にさせていただければ、結構です。

議事3 総括

田村委員長 議論はまだまだつきませんが、今回の会議は一応これで終わりにしていきたいんですが、最後に総括として各委員から一言ずつご意見ご要望をしていただき、それをふまえて私のほうで総括させていただきたいと思いまか。

赤井委員 総合計画の中身だと思うんですが、行財政改革はまったなしの改革だということで、歳入歳出の部分がありますが、団塊の世代が卒業していきますと、少子化になっていきますので、将来を担っていく子供さんたちが少なくなっていくと。

そういうことで、地域の事業主さんたちもたいへん頑張っておられますけども、今、フリーターとかニートとかたくさん出ていて、その働き方も価値観をもったフリーターならいいんですけども、企業のほうも厚生年金の関係があるということで、パートとか派遣労働者とかそういったことにおきかえてきてですね。

何をいわんとしているかということ、こういう低所得者層の人が固定化していきますと、税も入ってこないなど。

先行投資して小学校中学校高等学校大学まで行かせても就職先がなくて帰ってこれないということで、どんどん悪循環の中で、行政改革や総合計画を進めていかれるなかで、非常に本当に苦しいなと思っております。

従って管理者の方も徴収等について歩いて頑張っておられるということですが、市役所だけで解決はとてもできないということではなくて、行政の皆さん方、事業主の方とかいろんなところで意見を出し合って市長もいっておられるように活力ある米子市をとっておられますので、私たちもできるだけのことはしていきたいと思っております。

足立委員 ありがとうございます。私、商工会議所青年部の青年経済団体の代表としてこの会に出させていただきましたけども、この中で、特に職員の能力開発の件で結構、議論がありましたけども、私も委員会に入らせていただきまして、市長、助役、部長と接することがございますが、私も米子市のことを考えていろいろと行動しております。それで、次世代として、やはり部長以下、課長、係長このあたりとも接していきたいと思えます。

今後も、協力いたしますのでよろしく申し上げます。

大下委員 この会議に参加させていただいて、非常に勉強になりました。認識知識不足だったんですが、要は行政のほうで改革に積極的に取り組んでいかれるということで、私たち市民も同じようにある程度の痛みは感じながらも是非協力していきたいと思っております。どうぞよろしくおねがいします。

後藤委員 僕個人の気持ちとしては、俺は20代の代表だというつもりで、参加させていただきました。訳もわかっていないのにいろんなことを言わせてもらって、暖かく受け止めていただいてありがたかったかなと感じております。ただ、安心するという感じ、計画ができてよかったなという安心感よりも、これから実施に移って行く中で、しっかりと是非計画どおりにやっていっていただきたいということに対する気持ちのほうが強くて、旧市時代の行革委員をさせていただいていた際に、達成率が、ある一定のところまで毎年毎年頭打ちになって次年度繰越、次年度繰越というのを見させてもらったことがあるので、今度はこういうことがないように是非とも頑張りたいと思えます。

杉谷委員 たいへん、お疲れ様でございました。目標数値を出していただきましてたいへんよろこんでおります。以降、第一回の冒頭、プラン・ドゥー・チェック・アクションという形で、この目標数値の実現に向けて、さらにご尽力いただければうれしく思

います。それとあわせまして、次年度には連結バランスシートの作成に入られるということですので、このところで崎津、流通団地、土地開発公社、この段階で実勢をはっきり見据えて、5年後10年後にその問題をどう解決するかというところで、今度は、米子の夢を描ける方向にシフトしていければ、いいんじゃないかと思います。たいへんだと思いますが、楽しみにしておりますので、是非がんばってください。

住田委員 どうもご苦労さんでした。私も旧市の行革にたずさわっていましたが、今回の行革は待ったなしということです。一つ、職員さんの意識をしっかりと徹底していただいて、目標数値に向かって、最低限、ここまではやるという気構えで向かっていただきたいと思います。期待しております。

田中委員 今回、はじめて参加させていただいて、いろいろと勉強になりました。5年間の最終的な計画をなんとかつくりあげて、こまかいところまでやっておられるなどという感触は得たんですけども、総括として申し上げるべきことできないかもしれませんけども、倒産前の会社が売掛金の回収に走り回っている、そういう印象をうけます。

結局3分の1は、滞納の集めた金で賄う。これは改革とはいわないと思うんですね。ですから、これはないものとして、他にももっともっと積み上げていくのを忘れてはいけな。ただ、ここまでされた努力は評価しますが、これで安心してはいけな。少し辛口になるかもしれませんが一言、いわせていただきます。

中村委員 ボランティアの代表として参加させていただいたんですが、家庭の主婦でもありまして、もしこれが家の状態だったら、とても、安心して過ごせないという気持ちでいるんじゃないかと思います。市というのは、それぞれの家庭の集まりでもあるわけですから、やはり、本当に大切だということを、実感をもってやっていただきたいと思います。

それから、協働もこれからは具体化していくと思いますが、できるところは協力させていただけたらと思います。

森田委員 右肩上がりの経済情勢というのは、当然、あてにするという状況ではないということでございます。そういった中での各項目で目標達成するというのは、非常に至難な技であろうと思っておりますが、私も1市民として、この目標達成に、痛みは痛みとして受ける覚悟で、協力していきたいと思っておりますので、是非とも目標達成をしていただきたい。

山本委員 いままで、いろいろと勝手なことばかり言ってもうしわけないですが、今回、数値目標が出て、さっきもおっしゃいましたように、結局のところ、66億円の半分くらいは、売掛金回収とか受益者負担の見直しとか、そういったことでかせいでいるということで、残り半分について、もう少し、例えば、外郭団体にせよ指定管理者についてももっと切り込めるところがほしかったなというのが、率直な気持ちです。

それから、第1回の委員会で2、3の委員さんがおっしゃいましたが、結局、行財政改革の最終的な目標は、本当にいいまちづくりをどうするのかということが、希望を持った行財政改革ということが、一番大事だろうと思っておりますので、そこらへんを十分に踏まえて、これを確実に進めていただきたい。

米澤委員 まだまだ行政改革はこれからでございますから、私ども市民は、後押しして一生懸命やらしてもらいたいと思います。たまたまこういうふうな、米子市の予算が嵩じていますが、まさに実感したことを申しますと、今は船を漕ぐ場合ではない、大きくかじをきる時期にきている。行政の継続性を追及して事業のほうに力を入れていきますけど、そうではないと。私は行革委員をしていて、そう感じております。

今、やっていただきたいのは、大きい船の舵をきっていただいて、まず市役所の中から、行革に率先して取り組んでいただいて、それに市民がついていくという形で理解を広

げることが必要だろうと私は思っています。それを忘れずに、取り組んでいただければと思います。

皆様方、今日は、部長さん、教育長さん、助役さんもお忙しい中きていただいておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田村委員長 委員の皆様ありがとうございます。私から簡単に申し上げます。この行政改革で多方面からさまざまな立場からご意見をくださいましたので、出ました意見を市の側におきましては尊重していただひて、出た意見というのは市民の意見ということになりますから、行財政改革をしっかりとすすめていただければと思ひます。

その流れのなかで、協働という言葉も出てきておりますけども、市民と協働していくということには、職員の皆さんの意識の改革ということや研修ということも極めて重要な課題だと思ひますので、そのような点についても、職場を活性化する、そのことによつて意識がかわつて、また協働も生きていく、それがまた全体として米子市を盛り上げていくという理想的な、しっかりとした行財政改革が進んでいくことを期待したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで出た意見につきましては、先ほど申し上げましたように反映させて、いずれかの段階で反映しているものもあれば、実施の段階において参考にし、活かしていくというご意見もあろうと思ひます。そういうものを踏まえたうえで、この委員会としては、先にもうしあげましたように大綱、それから実施計画について了承したということですから、手放してこれで全部いいと太鼓判をおしたわけではなく、委員の意見をふまえたうえでやつていってほしい。

それから委員の皆さんがたは、今後とも干渉していく。関心をもたれてチェックして、見ていっていただければと思ひます。

今後の委員会のあり方ですが、私どもの任期も2年間ということで、まだ残つており、各年度ごとの実施項目の取組みの結果を我々に知らせていただきたい。

そして可能であれば、折を見て会議を持ていただければと思ひます。

とりわけ社会情勢の変化などによつて、計画の修正ということがもしかしたらあるかもしれません。また各年度ごとに、また新しい取組みもしていくということがあつてもかもしれません。そういう場に、この委員会のメンバー全員がかかわつていくことができるという場を、設定していただければ、任期が許す限りにおいて設定していただければ、その場で集まつて、意見なりアドバイスをしていきたいと思つておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

少し長くなりましたが、私からの総括ということにさせていただきます。

各委員 (拍手)

謝 辞

五嶋助役 私のほうから一言申し述べさせていただきます。

田村委員長様をはじめ、委員の皆さんにおかれましては、本日も含め5回にわたる審議。非常に精力的な審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり地方分権が進み、また三位一体改革が行われております。こうした中で本市も自立的な運営を迫られているというわけでございます。

今回ご審議いただきました、米子市行財政改革大綱及び実施計画につきましては今後の米子市の行財政運営に欠かすことのできない、重要な指針になってくるものと考えておひまして、皆様方から頂きました貴重なご意見につきましては、しっかりと踏まえさせていただひて今後取組んでまいりたいと考えております。

地域経営という言葉がございますけれども、これは市役所だけではなくて、地域全体に、個人の市民活動、あるいは事業者活動も含めて、地域全体が、経営感覚をもって地域を運営していくと、そういった考え方がございますけれども、そういった地域のあり方に、これから早くなっていかなければならないと思っております。

そのためにも、米子市の行財政基盤をしっかりと構えまして、それから効率的な行政体制、こういったものを確立させまして、進めていかなければならないと思っているところです。

これから、この行財政改革の実施状況については定期的にご報告させていただきたいと思っております。そのときに限らずさまざまな場面において、これからもご指導、ご鞭撻をいただければ幸いです。

あらためまして、熱心なご審議をたまわりまして、誠に、ありがとうございました。